

第1号様式(第1面)

安全・安心まちづくりチェックシート

このチェックシートは、墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例第13条に規定する協議申請書に添付して提出してください。

当該建築物の企画・計画の時点での整備状況について、適合している場合は「 」等をチェック欄に記入してください。

	場 所	目 的	基 準 ・ 確 認 事 項	チェック
共 用 部 分	共用出入口	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか。 ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか。	
		侵 入 防 止	・共用玄関には、各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステムが設置されているか。 ・共用玄関以外の共用出入口に自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されているか。	
			・共用玄関に、人の顔及び行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか。 ・共用玄関以外の共用出入口に、人の顔及び行動を識別できる照度(注2)が確保されているか。	
	管理人室	見通し確保	・共用出入口、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。)及びエレベーターホールを見渡せる位置が近接した位置にあるか。	
	共用メール コーナー及び 宅配ボックス	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか。 ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか。	
		照 度 確 保	・人の顔及び行動を識別できる照度(注2)が確保されているか。	
	エレベーター ホール	見通し確保	・共用出入口及び共用廊下からの見通しが確保されているか。 ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか。	
		照 度 確 保	・人の顔及び行動を識別できる照度(注2)が確保されているか。	
	エレベーター	見通し確保	・かご及び昇降路の出入口の戸に外部からかご内を見通せる窓が設置されているか。 ・かご内に防犯カメラが設置され、管理人室等による監視対策が講じられているか。	
			照 度 確 保	・かご内は、人の顔及び行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか。
		非 常 時 の 対 応	・押しボタン等によりかご内から外部に連絡がとれるか。 ・非常時に外部の防犯ベルを鳴らすことができる装置が設置されているか。 ・夜間及び早朝は、各階に停止するか。	
	共用廊下、 共用階段及び 避難階段	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか。 ・屋外に設置されている共用階段は、外部からの見通しが確保されているか。	
			照 度 確 保	・人の顔及び行動を識別できる照度(注2)が確保されているか。
		侵 入 防 止	・屋外の共用階段から住戸の窓、バルコニー等への侵入防止対策が講じられているか。 ・屋外の共用階段に面格子、ネットフェンス等の侵入防止対策が講じられているか。 ・避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉は、自動施錠機能付き鍵が設置されているか。	
			屋 上	侵 入 防 止

第1号様式(第2面)

	場 所	目 的	基 準 ・ 確 認 事 項	チェック
共用部分	駐車場	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている構造であるか。 ・塀、さく、植栽等が周囲からの妨げになっていないか。 ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか。	
		照度確保	・人の行動を視認できる照度(注3)が確保されているか。	
	自転車置場 及びバイク等 置場	見通し確保	・周囲からの見通しが確保された位置及び構造であるか。 ・塀、さく、植栽等が周囲からの妨げになっていないか。 ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか。	
		盗難防止	・チェーン用バーラックの設置等盗難の防止に有効な措置が講じられているか。	
		照度確保	・人の顔及び行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか。	
	通路	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか。	
		照度確保	・人の顔及び行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか。	
	広場、緑地 等	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか。 ・塀、さく、植栽等が周囲からの妨げになっていないか。	
		照度確保	・人の顔及び行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか。	
	その他	侵入防止	・配管、雨どい、外壁等が上階への足掛かりにならないよう配慮されているか。	
専用部分	住戸の玄関	見通し確保	・共用廊下及び共用階段から見通しが確保された位置にあるか。 ・玄関扉の材質は、破壊が困難なものとなっているか。 ・玄関扉の鍵は、破壊、ピッキング等による解錠が困難なものとなっているか。	
		玄関扉からの 侵入防止	・玄関扉の鍵は、ピッキング、サムターン回し、カム送り等による解錠を困難にする措置が講じられているか。	
			・玄関扉に補助錠が設置されているか。	
			・ドアスコープが設置されているか。	
			・ドアチェーン等が設置されているか。	
			・住戸玄関の外側と室内との間の通話機能を有しているか。	
	インターホン	侵入防止	・オートロックシステムは、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有しているか。	
		管理人室との 連絡	・各住戸と管理人室との間の通話機能を有しているか。 ・各住戸から管理人室等に非常時であることを知らせる押しボタンが設置されているか。	
	住戸の窓	侵入防止	・共用廊下に面する住戸の開口部及び併接地階の開口部のうち、バルコニーに面するもの以外のものには、避難を考慮した面格子の設置等進入の防止に有効な措置が講じられているか。	
			・侵入が想定されるバルコニー、住戸の開口部等には、鍵付きクレセント及び補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられているか。	
			・窓ガラスの材質は、避難計画等に支障のない範囲において破壊が困難(例：合わせガラス、防犯ガラス等)なものとなっているか。	
	バルコニー	侵入防止	・縦どい、手すりを利用した侵入の防止に有効な構造等の措置が講じられているか。	
		見通し確保	・手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保されているか。	
<p>(注1) 「人の顔及び行動を明確に識別できる照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確にわかる程度以上の照度(平均水平照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね50ルクス以上)をいう。</p> <p>(注2) 「人の顔及び行動を識別できる照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、だれでもわかる程度以上の照度(平均水平照度がおおむね20ルクス以上)をいう。</p> <p>(注3) 「人の行動を視認できる照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平照度がおおむね2ルクス以上)をいう。</p>				